

## 企画競争実施の公示

令和 2 年 7 月 6 日

気象庁総務部長 松本 勝利

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1 業務概要

(1) 業務名 気象庁ホームページのウェブ広告運用業務等委託

(2) 業務内容

本事業は気象庁ホームページをウェブ広告媒体として活用し、広告掲載を通じて、ホームページによる持続的・安定的な情報提供を維持・推進するものであり、専門的な知識・経験を有する外部組織に委託して実施するものである。

(3) 広告掲載期間 令和 2 年 9 月 15 日～令和 3 年 2 月 16 日※

※広告掲載期間は数日延びる可能性がある

### 2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和元・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部経理管理官付 調整係

TEL：03-3212-8341（内線2352）

(3) 業務実施体制に関して以下の要件を満たしていること。

#### ア 事業者の業務実績

- ・インターネット運用型広告又は PMP の運用を 5 年以上実施した実績があること。
- ・インターネット運用型広告ネットワークの代理店として運営するライセンス又は権利を有していること。

#### イ 気象庁ホームページのウェブ広告運用業務スタッフ

インターネット運用型広告又は PMP の運用業務を 5 年以上経験している者を 2 名以上本業務に従事させること。

#### ウ 情報セキュリティ管理体制

- ・本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。
  - ・本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料(様式3)を担当部局へ提出し、企画提案書等の提出期限までにその同意を得ていること。
- (4) 企画提案書等の提出期限日から契約締結日までの期間に、気象庁から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4  
 気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 吉田  
 電話 03-3212-8341（内線 2183） F A X 03-3211-7626

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年7月6日（月）から令和2年7月27日（月）まで （1）に同じ  
 電子データで交付する（CD-R 要持参）

#### (3) 企画提案書等の提出期限、提出部数、場所及び方法

令和2年7月27日（月）17時まで 企画提案書等11部  
 〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4  
 気象庁予報部業務課 担当者：新井、清重、武藤  
 電話 03-3212-8341（内線 3109、3111、3114）  
 直接提出（持参）とする。

#### (4) 説明会の日時及び場所等

実施しない

#### (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施  
 令和2年7月28日（火）～8月3日（月）いずれかの指定する時間。

#### (6) 企画提案書の特定については、「気象庁本庁企画競争委員会」が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

### 4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 実施部局に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、適切な者として特定したものであるが、契約手続の完了までは、気象庁との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は、企画提案説明書による。